

DV は ヒトゴト じゃない

—ジブンらしく生きよう？



ぶんを大切にしてほしい



知っちゅう？

ドメスティック・バイオレンス

DV のこと

DV とは…

配偶者やパートナー、
または親密な関係にある相手、
またはあった相手から
ふるわれる暴力
のことです。



▶ ケンカ とは何が違う？

普段から **対等な関係** の2人が
何らかの理由で争うのがケンカで、DVは
日頃から言葉や暴力によって相手を支配する
上下の関係 にあります。



▶ DV は身近な問題です

内閣府の調査では、

女性 の約 **4** 人に1人、

男性 の約 **5** 人に1人が

配偶者から何らかの暴力を経験しています。

男性から女性へのDVと同じように女性から
男性へのDVもあります。

また、同性間でもDVは起こります。



ったその手に愛情はない



体への暴力だけが DVじゃない

暴力のカタチは
さまざまです

▶ 身体的暴力



- ・殴る、蹴る、叩く
- ・食べることや飲むことを禁止する
- ・物を投げつける
- ・髪を引っ張る
- ・押ししたり突いたりする
- ・外へ締め出す



▶ 経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・借金を重ねる
- ・貯金を勝手に使う
- ・お金の使い道を報告させる
- ・働くことを強要する
- ・働くことを制限する

▶ 精神的暴力

- ・怒鳴る・無視する
- ・否定・批判・暴言
- ・他人の前で侮辱する
- ・大切にしているものを壊す



▶ 社会的隔離

- ・外出を妨げる
- ・付き合いを制限する
- ・交友関係や行動をチェックする
- ・携帯電話を勝手にチェックする
- ・他の人との交際を疑う、禁止する



▶ 性的暴力

- ・セックスを強要する
- ・無理やりアダルトビデオなどを見せる
- ・避妊に協力しない
- ・裸の写真を無理やり撮り、ネットで拡散



?スルーしないで、その違和感



それ、

DV です

たとえばこんなこと、
家族や恋人にしていませんか。
また、されていませんか。

▶ してない？

- 自分の意見を押しつけ無理やり従わせる
- 相手の前で物を壊すなどして威圧する
- 十分な生活費を渡さない
- 相手の交友関係を過剰に疑い、責める
- 相手を自分の所有物のように扱う
- 相手が望まないセックスを強要する

▶ されてない？

- 相手の機嫌を損ねることを恐れている
- 人前でバカにされることがある
- 自分の意見を否定され、主張できない
- 携帯電話の連絡先を勝手に消される
- 相手といるとき恐怖を感じる
- 相手との生活に安心を感じられない

— その相手は本当にあなたのパートナーといえますか



Like?Love?

Q and A

ジブンゴト

として考えてみよう

Q どんな人が暴力をふるうの？

A 「責任感があって気遣いもできる人やき」

DVの加害者は、イメージで判断できません。外では人当たりがよく、信用があったとしても、家庭では暴力をふるっている場合もあります。

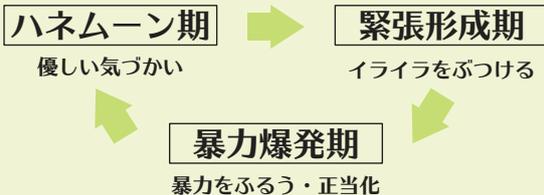
Q 暴力をふるわれる側にも問題があるの？

A 「君のためやき」「言われた通りにせんかったき」

いかなる理由であっても、暴力をふるうことは許されません。

Q 暴力は繰り返される？

A DVの加害者の心には、次のようなサイクルがあります。



DVの多くは、関係を続けていくうちに、この周期も短くなり、エスカレートしていきます。

Q どうして別れられないの？

A 被害者は様々な不安から、別れたくても別れられないことがあります。

- ▶ 無力感 …「怖い、頼れる人は誰もいない」
- ▶ 経済的不安 …「貯金もなく、暮らせない」
- ▶ こども・家族の存在 …「別れたら被害を受けるかも」
- ▶ 失うもの …「仕事も頼れる人もいなくなる」

繰り返されるDV被害により、その決心をつけようとする体力も気力も徐々に奪われてしまう場合があります。





05

オトナ だけの 問題 じゃない

▶ デート DV とは？

DVの中でも、10代から20代の若い世代を中心とした交際相手との間で起こるDVのことを言います。

束縛は愛情ではありません。

“相手はどう思っているのか”考えたことはありますか。



D
V
で
す
こ
れ
ら
は
す
べ
て

- 相手の考えを否定する
- 無視する
- 「別れるなら自殺する」と脅す
- 携帯電話をチェックする
- 常にデート代を払わせる
- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない

▶ DV が こども に

に及ぼす影響

こどもに暴力を見せる、面前DVは児童虐待であると定義されています。

こどもは、DVが起こるのは「自分が悪いからだ」と自分を責めたり、暴力を受ける親を守れないことに罪悪感を持つ場合があります。

不安定な家庭環境では、こどもは自由な感情や欲求を表現できず、その発達に大きな影響を与えてしまいます。

こどもの成長には、

安心して生活できる環境が大切

です。



るしくなったら



あなたに できること

傍観者 にならないために

▶ 気付かないフリを をしない

DV被害者は、束縛や脅迫から孤立させられている場合があります、孤独や不安を感じています。

「どうしたの?」「何かあった?」
まずは声かけ。無関心ではないことが伝わることで、孤独から救いだせるかもしれません。

▶ 気持ちに寄り添って

相談されたときは、信じて受け入れることが大切です。相手の気持ちに寄り添って話をききましょう。また、受けた相談は軽はずみに他人に話さないことが必要です。

▶ 情報を伝える

相談できる場所があるということを伝えてください。被害者とともに自身の安全を守るためにも、個人で解決しようとせず、専門機関へ相談をしましょう。

▶ DVについて学ぶ

自分が加害者にならないためにも、DVのことを学びましょう。



っしょにいるのがしんどくなったら



DV加害者 への取り組み

▶ 「DVは絶対だめ」
という目を **社会全体で**
持たなければいけません。

DVはなくせるのか？

DV加害者は自己肯定感が低い場合が多く、小さい頃に長年にわたって人を尊重されることなく育ってきた人たちが加害者になる場合もあります。それを育成しているのは社会です。DVの問題は、家庭内で起きる個人の問題として捉えられがちです。

家庭内の問題ではない

どうして加害者や被害者になったのかということ社会的な大きな目でみていくことが大事です。

▶ お互いを **尊重** し合える
関係を

近年、民間団体によるDV加害者プログラムという支援の取り組みが始まっています。プログラムでは、医療や心理カウンセリングを併用したグループによる教育プログラムを行っています。まず加害者自身が、自分の行ったDVをすべて認め、その行為は自分の選んだ行為で相手のせいではないと認めるところから始まります。DVのない関係を築くためには、**違いを受け入れ、認めること**。自分の考えを押し付けず、相手の話に耳を傾けることが尊重し合う関係の第一歩です。





DVから身を守るための法律があります

相談したい

逃げたい

引き離してほしい

高知県女性相談支援センター
(配偶者暴力相談支援センター)

おなやみ
☎ 088-833-0783

保護命令の申し立て
身体的暴力、生命等に
対する脅迫のみ対象

こうち男女共同参画
センター「ソーレ」
☎ 088-873-9555

高知市人権同和・
男女共同参画課
☎ 088-823-9913

高知県警察本部
警察総合相談電話
9110
☎ 088-823-9110

避難（保護）

「生活の安全」を守る場所
を一緒に考えます。
緊急の場合は、一時保護し
ます。

地方裁判所

保護命令の発令

DV防止法では申し立てが
認められると、2種類の保護
命令をだすことができます。

①**接近禁止命令（6か月）**
つきまといや、住居・勤務先
など被害者の近辺を徘徊す
ることを禁止するものです。

②**退去命令（2か月）**
被害者と住む住居から退去
させて、その付近を徘徊し
てはならないとするもので
す。その間に必要なものを
運びだすことができます。

女性の人権
ホットライン
☎ 0570-070-810

DV相談ナビ
はれれば
#8008
DV相談プラス
つなぐ はやく
☎ 0120-279-889



うきをだして

あなたは
ひとりじゃない



じぶんを
大切にしてほしい

あなたの**味方**はたくさんいます

だから
ひとりで悩まないで
相談してください



ごきだすとき